

## 羽曳野市中規模小売店舗出店届出要綱

制 定 平成 12 年 6 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、中規模小売店舗を設置する者(以下「設置者」という。)及び中規模小売店舗において小売業を営む者(以下「小売業者」という。)により当該中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、中規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持及び小売業の健全な発達を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、中規模小売店舗とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積(以下「店舗面積」という。)が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以下の店舗をいう。

### (設置者等の責務)

第 3 条 設置者及び小売業者は、当該中規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、深夜営業等に伴う生活環境上の問題等に適正な配慮をして当該中規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

### (届出)

第 4 条 中規模小売店舗を設置しようとする者(小売店舗(1の建物であって、その全部又は一部が小売業の店舗の用に供されるものをいう。)の店舗面積を増加することにより、又は既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗としようとする者も含む。)及び中規模小売店舗において新たに、又は店舗面積を増加して小売業を営もうとする者(小売店舗の店舗面積を増加することにより、又は既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗としようとする者も含む。)は、中規模小売店舗出店届出書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(届出の時期)

第 5 条 前条の届出の時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 羽曳野市開発事業指導要綱による要綱協議を行う必要がある場合 当該締結前
- (2) 建築基準法に基づく確認申請等を行う場合 当該申請前
- (3) 既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする場合 当該変更を行おうとする日の 1 箇月前
- (4) 前各号に該当しない場合で、その施設が中規模小売店舗に該当する場合 当該建築物の工事に着手する前

2 前項第 1 号から第 4 号までの 2 以上に該当する場合の届出の時期は、当該各号に掲げる日のうち最も早く到来する日とする。

(変更の届出)

第 6 条 第 4 条の規定による届出を行った者が、当該届出に係る事項の変更を行うときは、当該変更を行おうとする日の 1 箇月前までに、中規模小売店舗変更届出書(様式第 2 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし市長が軽微な変更と認める場合については、この限りでない。

(説明会の開催等)

第 7 条 第 4 条又は第 6 条の規定による届出を行った者は、中規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、店舗周辺に居住する地域住民等に、届出書及び関係書類の内容を周知するとともに、必要に応じて説明会を開催しなければならない。

2 設置者又は小売業者は、中規模小売店舗周辺の生活環境への影響及び対応策について、地域住民の理解が十分に得られるように努めなければならない。

3 設置者又は小売業者は、説明会終了後、速やかに説明会の開催計画書及び実施報告書を市長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第 8 条 市長は、第 4 条又は第 6 条の規定による届出があった場合、必要と認めるときは、次の各号に掲げる団体に通知するものとする。

- (1) 羽曳野市商工会
- (2) その他市長が必要と認める団体

(助言及び指導)

第 9 条 市長は、第 4 条又は第 6 条の規定による届出があったときは、中規模小売店舗

の施設の設置及び運営方法に関し適正な配慮がなされることを確保するため、届出者に対し、必要に応じて意見書(様式第3号)により助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定により市長から通知があった場合は、市長に対し当該指導、助言等を踏まえた対応策を回答書(様式第4号)により提出しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、この要綱に違反した者及び届出を怠った者並びに前条に規定する意見書の内容を遵守せず、当該店舗周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合は、必要な措置をとるべきことを設置者及び小売業者に勧告することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。